

CX ORDER利用約款

第1条（約款）

CX ORDER利用約款（以下「本約款」といいます。）は、クラスメソッド株式会社（以下「クラスメソッド」といいます。）が提供するCX ORDER（以下「オーダーサービス」といいます。）をご利用になるすべてのお客様（以下「利用者」といいます。）に適用される条件となります。

第2条（オーダーサービス）

1. オーダーサービスは、クラスメソッドが指定した、メッセージングサービス及び電子決済サービスを行う会社（以下「特定アプリ提供会社」といいます。）の提供するメッセージングアプリ及びモバイル決済アプリ（以下「特定アプリ」といいます。）上で個人消費者が、利用者の指定した自社ブランド（以下「指定ブランド」といいます。）の商品をオーダーすることができるアプリケーション（以下「ミニアプリ」といいます）の作成サービスをいいます。
2. クラスメソッドは、利用者に対して、本約款の条件に従い、オーダーサービスにつき、日本国内、非独占的かつ譲渡不可・再許諾不可の権利を許諾します。
3. 前項にかかわらず、利用者が第三者（以下「利用関係者」といいます。）をしてオーダーサービスを利用したい場合、利用者は、事前にクラスメソッドの承諾を得て利用関係者に本約款を遵守させるとともに当該利用関係者の行為について一切の責任を負うものとしします。
4. 利用者は、管理画面操作マニュアル（<https://manual.cxorder.jp/>）に従い、指定ブランドの情報を登録し、オーダーサービスを利用したミニアプリを作成するものとし、指定ブランドの商品オーダー受付の目的以外でオーダーサービスを使用したり、前項の手続きなくオーダーサービスを第三者に使用させたりすることはできません。
5. オーダーサービスに関連して、必要となる機材、設備、環境その他の備品等は、利用者が負担するものとしします。

第3条（利用申込等）

1. オーダーサービスの利用を希望するお客様（以下「希望者」といいます。）は、本約款に同意のうえ、指定ブランド毎に、必要情報（以下「登録情報」といいます。）を入力してクラスメソッド所定の申込手続き（<https://cxorder.jp/lp/#form>）をし、クラスメソッドがこれに対して申込受領後5営業日以内に当該希望者に電子メールによる承諾をした時点で本約款を契約の内容としたクラスメソッドと希望者との利用契約（以下「CX ORDER利用契約」といいます。）が成立するものとしします。なお、CX ORDER利用契約が成立した希望者を、利用者といいます。
2. 前項の規定にかかわらず、クラスメソッドは、自己の判断により希望者の申込を承諾しないことがあります。なお、希望者の申込を承諾しない場合であっても、クラスメソッドは、当該希望者に対して、その理由を開示する義務を負いません。
3. CX ORDER利用契約が成立した場合であってもクラスメソッドは、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合には、何らの催告を要せずCX ORDER利用契約を解除する

ことができます。

- (1) 利用者が、仮差押え、差押え、仮処分、競売の申請、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合、若しくは租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (2) 利用者が、営業停止、休止又は廃止した場合
 - (3) 利用者が、支払いを停止した場合又は手形交換所の取引停止処分等を受けた場合
 - (4) 利用者が、解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議を行った場合
 - (5) 利用者が、債務不履行等を含めCX ORDER利用契約に違反する場合（第25条については、違反している虞があるとクラスメソッドが判断した場合を含みます。）
 - (6) クラスメソッドが、特定アプリ提供会社との関係でオーダーサービスを通じたミニアプリの提供に関する権限を喪失又はオーダーサービスの提供をやめた場合
 - (7) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
4. 前項の解除権の行使は、クラスメソッドによる損害賠償請求を妨げるものではありません。なお、クラスメソッドは、利用者が第15条第1項に規定する最低利用期間内である場合、損害賠償請求とは別に最低利用期間満了までの残月数の利用料を請求することができます。
5. 第3項の解除権の行使に起因して利用者に損害が発生した場合であってもクラスメソッドは当該損害にかかる一切の責任を免れます。

第4条（支援・保守）

クラスメソッドは、オーダーサービスの運用・保守（以下「オーダーサポート」といい、オーダーサービスと合わせて「オーダーサービス等」と総称します。）については、CX ORDERサポート特約に定めます。

第5条（ミニアプリ）

利用者は、オーダーサービスにより作成したミニアプリを通じて特定アプリの商用利用をするものとします。なお、特定アプリの利用に関しては 当該特定アプリ提供会社の特定アプリ及びその中のミニアプリにかかる利用規約等ミニアプリを利用するために必要な条件（以下「ミニアプリ規約」といいます。）が適用されるものとし、利用者がミニアプリ規約に違反する場合は、クラスメソッドは、利用者に対するオーダーサービス等の提供を停止又は終了することができます。

第6条（プラン）

1. 利用者は、クラスメソッドの提示するオーダーサービスのプランから選択することができます。
2. 決済を含むプランを選択した利用者は、オーダーサービスをして、クラスメソッド指定の決済代行会社の提供する決済方法を利用することができます。ただし、利用者は、当該決済代行会社との間で別途契約を締結し、当該契約の条件を遵守するものとします。なお、クラスメソッドは代金決済にかかる一切の責任を免れます。

第7条（知的財産）

オーダーサービス等そのものに関する知的財産権等一切の権利は、別段の定めのない限り、クラスメソッド又はクラスメソッドに権利を許諾した第三者に帰属します。ただし、当該オーダーサービスの機能利用によって利用者がなした生成物又は生成部分については、別段の定めが無い限り利用者に帰属します。

第8条（アカウント情報）

1. 利用者は、CX ORDER利用契約成立時に交付された CX ORDERアカウント情報及びこれから利用者が新たに設定したアカウント情報（以下これらを総称して「アカウント情報」といいます。）を厳重に管理し、不正使用などによりクラスメソッド、特定アプリ提供会社又は第三者に損害をあたえないよう必要な措置をとるものとします。
2. 利用者は、自己のアカウント情報の利用上及び管理上の損害について自己の責任と負担で処理し、クラスメソッドは、これにかかる責任を負わないものとします。
3. 利用者は、自己のアカウント情報が不正に使用されたと判明した場合又はそのおそれがある場合、直ちにクラスメソッドに報告するものとし、クラスメソッドの指示があるときにはこれに従うものとします。
4. 利用者が自己のアカウント情報を用いて第三者（利用関係者を含みます。）に使用させた場合など、利用者のアカウント情報を用いて行われた行為の一切は、利用者が行ったものとして取り扱います。

第9条（登録情報変更）

1. 利用者は、登録情報に変更が生じた場合、速やかにクラスメソッドに対してクラスメソッド所定の方法により利用者情報、指定ブランド情報その他登録情報に関する変更内容を通知するものとします。クラスメソッドは、当該通知を受領するまでの間、既存の登録情報に従い、本約款にかかる処理をします。
2. 利用者は、前項の規定における変更内容を虚偽の内容若しくは遅延して通知又は通知しなかったことに起因する自己又は第三者の不利益について、自己の責任として処理解決します。

第10条（通知）

クラスメソッドから利用者に対する通知は、クラスメソッドの判断により次の各号のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- （1）クラスメソッドのホームページ上に掲示する方法
- （2）利用者が登録した電子メールに対し通知する方法
- （3）その他、クラスメソッドが適切と判断する方法

第11条（料金及び支払方法）

1. 利用者は、別段の定めがない限り、利用者が申込時に選択したオーダーサービス等の初期導入費用（以下「初期導入費用」といいます。）並びにこれにかかる消費税及び地方消費税（以下、初期導入費用とあわせて「初期導入費用等」と総称します。）を、CX ORDER利用契約成立した日の属する月の翌月末日限り、クラスメソッドの指定

する金融機関口座に振り込む方法によって支払うものとします。なお、当該振込にかかる手数料は利用者の負担とします。

2. クラスメソッドは、オーダーサービス等の対価として、別段の定めがない限り、毎月末日締めで利用者が選択したプランの利用料（以下「利用料」といいます。）並びにこれにかかる消費税及び地方消費税（以下、利用料とあわせて「利用料等」と総称します。）を請求し、利用者は、これを当該請求があった日の属する月の末日（以下「支払期日」といいます。）限り、前項と同様の方法により支払うものとします。なお、利用料につき日割計算はしないものとします。
3. 前各項に規定する支払期日を経過しても初期導入費用等又は利用料等の支払が確認できない場合、利用者は、クラスメソッドに対して、当該支払期日の翌日から実際に支払いがなされた日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算して得た額を、別途クラスメソッドが定める期日までに支払うものとします。
4. 理由の如何を問わず、オーダーサービス等の利用が停止、中断、変更又はCX ORDER利用契約の終了があった場合であっても、利用者は、既に利用したオーダーサービス等に基づく債務を免れるものではありません。

第12条（利用者の責任）

1. 利用者は、自己の判断と責任において、オーダーサービス等を利用するものとします。
2. 利用者は、自己の費用と負担において、オーダーサービス上の注文データを随時出力して保管を行うものとします。データの破損、消失等によって利用者に損害が発生した場合であっても、クラスメソッドはオーダーサポートにより可能な範囲（過去2か月を目安とします。）のデータの復旧以外のいかなる責任も負わないものとします。
3. クラスメソッドは、利用者のオーダーサービスの利用及び不利用の結果並びに第三者（個人消費者及び利用関係者を含みます。）とのトラブルにについて一切の責任を負わないものとします。
4. オーダーサービス等に関連して利用者が第三者に損害を与えたものとして、クラスメソッドに対して当該第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、利用者は自己の費用と責任において当該請求又は訴訟を解決し、クラスメソッドはこれにかかる責任を負わないものとします。

第13条（禁止事項等）

1. クラスメソッドは、利用者に対して、次の各号の一に該当する行為を禁止します。利用者がこれらの行為を行った場合、クラスメソッドは、利用者に対して、その行為を差し止めることができます。
 - （1）法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
 - （2）公序良俗に反する行為
 - （3）オーダーサービス等の運営を妨害する行為
 - （4）オーダーサービスにかかるリバースエンジニアリング、デコンパイル及び逆アセンブル行為

- (5) オーダーサービスの利用に関連して、利用者を含む他者の権利を侵害する行為、他者に対する迷惑行為
- (6) 本約款、ミニアプリ規約において、利用者が遵守すべきとされている事項に抵触する行為
- (7) オーダーサービスの本来の利用目的から逸脱した行為
- (8) オーダーサービス等にかかるシステム又はネットワークへの不当な行為
- (9) 他社を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為
- (10) 第三者になりすましてオーダーサービスを利用する行為
- (11) その他クラスメソッドが不適切と判断する行為

2. クラスメソッドは、利用者が本約款若しくは別途締結した契約に違反し又は本約款上の債務を履行しなかった場合は、利用者何らの催告なく、オーダーサービス等の全部又は一部を停止又は中断することができます。なお、当該停止又は中断している期間に関しても利用料は発生するものとします。

第14条（オーダーサービスの停止又は中断）

1. クラスメソッドは、次の各号の一に該当する場合、利用者に事前に通知することなく、オーダーサービス等の全部又は一部を停止又は中断することができます。ただし、利用者は、当該停止又は中断している期間についても利用料が発生し、その支払いを免れないものとします。
 - (1) オーダーサポートを緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 天災地変等の不可抗力によりオーダーサービス等の運営ができない場合
 - (4) 特定アプリ提供会社が特定アプリ又は特定アプリ内のミニアプリの利用を制限した場合
 - (5) その他、クラスメソッドが停止又は中断を必要と判断した場合
2. 前項の規定にかかわらず、クラスメソッドが計画的に合理的な理由をもってオーダーサービス等の全部又は一部を停止又は中断する場合、クラスメソッドは、利用者に対して、あらかじめその理由及び停止日又は中断日を通知します。

第15条（解約）

1. CX ORDER利用契約の最低利用期間は1年間とします。利用者は、原則として最低利用期間内での解約はできません。
2. 最低利用期間満了後、利用者がCX ORDER利用契約解約を希望する場合、利用者は、クラスメソッドに対して、当該解約を希望する月（以下「解約希望月」といいます。）の1か月前までにクラスメソッド所定の解約申請手続きすることにより、CX ORDER利用契約を解約することができます。なお、この場合であっても日割計算をしないものとします。
3. 利用者がCX ORDER利用契約解約後においても、ミニアプリによるオーダーシステムの利用を希望する場合、利用者は、クラスメソッドに対して、前項に規定する解約申請手続きに伴ってその旨を明示するものとします。

4. 第1項にかかわらず、最低利用期間内であっても、利用者が最低利用期間満了までの残月数の利用料を支払うことにより、CX ORDER利用契約を解約することができます。

第16条（データ等）

1. 理由の如何を問わずCX ORDER利用契約が終了した場合、クラスメソッドは、速やかに利用者のオーダーサービス上のミニアプリの利用にかかるデータ、ファイル等の一切を削除するものとします。
2. 利用者は、クラスメソッドがオーダーサービス上のデータを自己の事業に関する継続的なサービス改善に活用することを承諾するものとします。

第17条（サービス内容の変更）

利用者は、有効期間中の月の途中でのオーダーサービス等にかかるプラン等CX ORDER利用契約の内容の変更をすることはできません。利用者がオーダーサービス等のプラン等CX ORDER利用契約の内容の変更を希望する場合、変更希望月の1か月前までにクラスメソッド所定の手続きをすることにより、その変更をすることができるものとします。

第18条（保証の否認及び免責）

1. クラスメソッドは、オーダーサービス等が、期待する機能・適合性・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者によるオーダーサービス等の利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何らの保証もしません。ただし、クラスメソッドは、これらについて、オーダーサポートの可能な範囲内において対応するものとします。
2. クラスメソッドは、オーダーサービス等の停止、中断、終了又は変更その他オーダーサービス等に関して利用者が被った損害につき、免責されるものとします。ただし、当該損害がクラスメソッドによる違反行為に起因する場合に限り、利用者が直接かつ現実に被った通常の範囲内の損害についてのみ賠償します。
3. 前項但書の損害賠償累計総額は、当該損害の原因となった日の属する月の対価として支払った初期導入費用及び利用料を限度とします。また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害並びにオーダーサービス等に関連して利用者が第三者との間で契約等により発生又は支払った費用、報酬、損害等及び第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第19条（秘密保持義務）

1. 本約款における秘密情報とは、クラスメソッド及び利用者が相手方に開示した技術上、営業上の情報並びにCX ORDER利用契約の存在及び内容その他一切の情報をいいます。ただし、次の各号の一に該当する場合は、秘密情報から除外します。
 - (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく、相手方に対する秘密保持義務を負わない第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報

- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - (5) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
2. クラスメソッド又は利用者は、秘密情報を第三者に再開示する場合には相手方による事前の承諾を得なければなりません。ただし、クラスメソッドは、本約款に関連する範囲に限り、自己が直接又は間接的に総議決権の過半数を有する会社（以下「子会社」という）に対して、利用者の事前の承諾なく秘密情報を開示することができます。
 3. クラスメソッド及び利用者は、自己が前項の規定により再開示する第三者及び子会社に対してCX ORDER利用契約における自己の義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者の当該利用契約にかかる行為について一切の責任を負います。
 4. クラスメソッド又は利用者は、法令、判決、決定その他の司法上又は行政上の要請、要求、指導、助言又は命令により、法的拘束力を有する開示請求があったときは、緊急若しくはやむを得ない場合を除き相手方に事前に通知した上開示するものとします。

第20条（契約期間）

CX ORDER利用契約の有効期間は、別途合意をしている場合を除き、CX ORDER利用契約成立日から1年後の応当日の属する月の末日までとします。ただし、利用者から第15条に規定する解約申請手続きのない限り、同条件で1か月間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第21条（情報の取扱い）

利用者は、利用者の登録情報（以下「登録情報」といいます。）について、クラスメソッドが定める情報セキュリティ基本方針（<https://classmethod.jp/policy/>。以下「情報セキュリティ基本方針」といいます。）に従って取扱うことに同意するものとします。

第22条（約款の変更等）

クラスメソッドは、本約款の追加・変更・削除（以下総称して「変更等」といいます）をすることがあります。クラスメソッドが変更等を行う場合は14日以上予告期間において、本約款の変更等を行う旨、変更等を行った後の本約款の内容及び効力発生日を第10条の規定に従って利用者に通知するものとします。効力発生日以後のオーダーサービス等の提供条件は、変更等した後の約款に従います。

第23条（責任の制限）

1. クラスメソッドは、利用者が特定アプリの利用そのものに起因して生じる損害に関して、一切の賠償の責任を負わないものとします。
2. 利用者は、クラスメソッドによるオーダーサービス等の提供がミニアプリ規約により制限を受ける場合があることを了承するものとします。

第24条（利用契約上の地位の譲渡等）

1. 利用者は、クラスメソッドの書面による事前の承諾なく、CX ORDER利用契約上の地位

又は本約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

2. クラスメソッドはオーダーサービス等にかかる事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴いCX ORDER利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに利用者の登録情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に規定する事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

クラスメソッド及び利用者は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義する「暴力団」及びその関係団体等並びにその構成員をいいます。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉を毀損若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、CX ORDER利用契約を締結するものでないこと、各々の主要な出資者又は役員、従業員等が反社会的勢力の構成員ではないことを表明し、保証するものとします。

第26条（分離可能性）

本約款のいずれかの規定又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残り部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。

第27条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本約款の準拠法は日本法とします。
2. CX ORDER利用契約に起因又は関連する一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。